韮崎市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和６年４月２５日改定
韮崎市農業委員会

第１　基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号。以下「法」という。）改正法が平成２８年４月１日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

本市においては、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

本市の農地は地形的に、茅ヶ岳山麓地区・中央平坦地区・釜無川右岸地区に区分されている。

茅ヶ岳山麓地区は、茅ヶ岳山麓の西向傾斜地帯に農地が存在し、ぶどう、りんご、おうとう等の樹園地として利用されており果樹産地を形成している、また、水田については多くが山間部に点在している。中央平坦地区は平坦地と七里岩台上に分かれ、平坦地は水田地帯が広がり、七里岩台上では新府地区を中心として、もも等の樹園地として利用されている。釜無川右岸地区は、水田地帯が広がっており、大草地区では桑園を樹園地（もも）に転換し利用している。また、西部の山麓地帯は傾斜のある畑が多く機械化等の条件に恵まれない農地が点在している。

このような状況の中、市内の中山間地域においては、担い手の不足による、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止と解消が課題となっている。また、果樹地帯・水田地帯では、担い手への農地利用の集積・集約化を進める取組を強化するために、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和４年法律第 56 号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「改正基盤法」という。）第 19 条第１項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第７条第１項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、韮崎市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第５条第１項に規定する山梨県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第６条第１項に規定する本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえたもので、農業委員及び推進委員の改選期である３年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等につい

て」（平成４年２月２日付け３経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和４年２月25日付け３経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第２　具体的な目標と推進方法

１．遊休農地の発生防止・解消について

（１）遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 （A）	遊休農地面積 （B）	遊休農地の割合 （B／（A＋B））
現　　状 （令和５年３月）	1,700　ha	112　ha	6.2　%
３年後の目標 （令和８年３月）	1,688　ha	90　ha	5.1　%
目　　標 （令和15年3月）	1,664　ha	69　ha	4.0　%

注１：現状の管内の農地面積は農林水産省の耕地及び作付面積統計を参照。

注２：現状の遊休地面積は、農地法第30条に基づく農地利用状況調査結果を参照。

注３：遊休農地面積については、「やまなし農業基本計画（令和６年１月）」に基づき算出。

注４：農業委員会の区域内の遊休農地の発生状況が農業地域類型（都市的地域、平地農業地域、中間農業地域及び山間農業地域）によって著しい相違があるときは、当該地域ごとに記述する。

（２）遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①　農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

○　農業委員と推進委員の担当制による農地法（昭和２７年法律第229号）第３０条第１項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第３２条第１項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成２１年１２月１１日付け２１経営第4530号・２１農振第1598号農林水産省経営局・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。

○　利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第３４条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

○　利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

②　農地中間管理機構との連携について

○　利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③　非農地判断について

○　利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

（3）遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2．担い手への農地利用の集積・集約化について

（1）　担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 （B）	集積率 （B／A）
現　　状 （令和　5年3月）	1,700　ha	451　ha	26.5　%
3年後の目標 （令和8年3月）	1,692　ha	474　ha	28.0　%
目　　標 （令和15年3月）	1,664　ha	675　ha	40.6　%

注1：現状の管内の農地面積は農林水産省の耕地及び作付面積統計を参照。

注2：現状の集積面積は、担い手及びその農地利用の実態に関する調査結果を参照。

注3：目標は「韮崎市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和5年8月)」を参照。

注4：農業委員会の区域内の農地利用集積目標が農業地域類型（都市的地域、平地農業地域、中間農業地域及び山間農業地域）によって著しい相違があるときは、地域ごとに記述する。

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数（内、主業農家数）	担い手			
		認定農業者	認定新規就農者	基本構想水準到達者	特定農業団体その他集落営農組織
現　　状（令和　5 年 3 月）	1,752 戸（110 戸）	62 経営体	6 経営体	249 経営体	1 団体
3 年後の目標（令和 8 年 3 月）	1,620 戸（102 戸）	71 経営体	18 経営体	260 経営体	2 団体
目　　標（令和 15 年 3 月）	1,479 戸（93 戸）	78 経営体	18 経営体	260 経営体	3 団体

注 1：現状の総農家数（内、主業農家）は「2020 年農林業センサス」の数値を記入。
注 2：現状の担い手数は「担い手の農地利用集積状況調査」の数値を記入。
注 3：目標は「韮崎市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和 5 年 8 月)」を参照。

（2） 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

○ 農業委員会として、地域（1 集落又は数集落）ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、10 年後の農業の在り方とそれぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構との連携について

○ 農業委員会は、市、農地中間管理機構等と連携し、（ア）農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、（イ）経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、（ウ）利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

○ 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、やまなし担い手サポート農地整備事業による簡易な基盤整備事業の活用と併せ

て集落営農の組織作り・法人化、新規参入の受け入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

○ 農家情報システムを活用し、基本構想水準到達可能者の管理を的確に実施し、担い手への集積を推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

○ 農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

（3）担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3．新規参入の促進について

（1） 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人）	新規参入者数（法人）
現　　状 （令和2～4年度実績）	27　人	8　法人
3年後の目標 （令和5～7年度）	57　人	9　法人
目　　標 （令和5～15年度）	86　人	12　法人

注1：現状は毎年度、県が行う新規就農者調査及び農業法人調査等による実績報告数。

注2：新規参入については、現状の担い手農家等の数や遊休農地の発生状況等を考慮しながら、農業委員会の区域内で必要な経営体数を試算。

（2） 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

○ 山梨県・全国農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、市内の農地の借入意向のある認定農業者及び参入希望者（個人・法人）を把握し、必要に応じて現地見学や相談等を実施する。

②新規就農フェア等への参加について

○韮崎市、JA梨北農協等と連携し、農業委員や推進委員の新規就農フェア等に積極的に

参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③　企業参入の推進について

○　担い手が不足している地域では、企業も農業の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を行う。

④　農業委員会のフォローアップ活動について

○　農業委員及び推進委員は、新規参入者（個人・法人）の地域の受入条件の整備を図るとともに、サポートする役割を担う。

（3）新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。